

(別表1)
補助対象事業

区 分		内 容	
整備活動に係ること	整備地面積の確定		周囲測量
	二次林整備	除伐	不用木や枯損木の伐採、枝払、玉切、運搬、集積、片付、下草の刈払い、つる切り、歩道作り
		危険木伐採	整備団体では伐倒が危険な木の伐採
		刈払い	下草の刈払い、片付、歩道作り
	竹林整備	除伐	不用竹や枯損竹の伐採、枝払、玉切、運搬、集積、片付、幼竹の刈払い、つる切り、歩道作り
		危険木伐採	整備団体では伐倒が危険な木の伐採
		皆伐	竹の伐採、枝払、玉切、運搬、集積、片付、幼竹の刈払い、つる切り、歩道作り
		危険木伐採	整備団体では伐倒が危険な木の伐採
		侵入竹林の皆伐	侵入竹林での竹の伐採、枝払、玉切、運搬、集積、片付、幼竹の刈払い、つる切り、歩道作り
		危険木伐採	整備団体では伐倒が危険な木の伐採
		幼竹の刈払い	幼竹の刈払い、片付け、歩道作り
	作業の安全確保		安全確保、救命救急・応急手当、機械器具の取扱いに関する研修の受講
	機材の配備に係ること	初回配備	救急医療用品
機材ストッカー			整備機材等を保管しておくためのストッカーの購入
整備機材			里山整備活動の実施に際し、有用と認められる整備機材一式の購入
補充配備		初回配備のうち、短期の使用で著しい消耗又は損傷が想定されるものについて、その補充に係る購入	
利活用に係ること		(1) 講習会、観察会、学習会などの森林環境教育の実施 (2) 山野草など希少な植物の保護、増殖などの自然保護活動の実施 (3) 自然林の復元などの森林保全活動の実施	